

◎十六番（丹治智幸君）このたびの県議会議員補欠選挙福島市選挙区におきまして、伝統ある福島県議会に復帰させていただきました丹治智幸です。多くの先輩方とともに、県政発展に懸命に努める所存です。どうぞ御指導のほどよろしくお願いいたします。

三年前に落選をし、政治家を職業として人生を送っていた私は、次の日から無職になりました。四年間もの浪人期間が待ち受ける私は、政治家を志した以上、この時間を無駄にせずに、ふるさとの地域経営に向き合っていると決めました。

私が育ったふるさととは農村です。その農村は、田や畑がどんどん荒廃していつていきます。私たちの地域文化は、農でできています。田や畑が衰退しているということは、農に基づく伝統文化が廃れ、顧みられなくなってしまうという意味です。

政治家は、評論家であってはならない。農業の会社をつくって、地域に雇用を生み、地域の田や畑を開墾し直して、ふるさとの原風景を取り戻すことにしました。

私が始めた農業経営は、ふるさとを守るという理念のもとに進めております。そのために始めたことは二つです。一つは耕作放棄地の大規模開墾、もう一つは雇用をつくること。特に地域の農業後継者を雇用し、地域で暮らす障がいを感じる仲間の雇用をしています。

この二つのことを実行に移すために、地域の農業者を初めとするさまざまなた方に農業を取り巻く課題を聞いて回りました。農家を取り巻く課題については、小規模で採算が合わないこと、販売先が見つけにくいことという二つであることがわかりました。

そこで、私は初年度から大規模経営を始めて直接販売することにしました。そして、起業を経験し、大地を見詰め続け、感じたことがたくさんありま

す。

今回の質問は、農業を取り巻く課題と可能性について、地域の未来を切り開く起業家の育成策と支援策について、さらには障がい者雇用の課題と可能性についてであります。

まずは、基幹産業としての農業の課題と可能性についてです。

農業生産現場の課題として、鳥獣被害は深刻です。特にイノシシ対策は急務です。私は、イノシシによる被害は災害だと思っております。イノシシ災害。収穫前の田や畑が荒らされる農家の気持ち、毎年被害を想定する農家の気持ち、電気牧柵やフェンスに囲まれながら農業を営む農家の気持ち、ふるさとの風景が固定化した電柵やフェンスのある農村、何より経済的に成り立たない農業衰退の現状。

平成二十七年三月に策定した現在のイノシシ管理計画では、平成二十六年度の推定生息数が約五万頭で、安定生息数とされる平成六年度の推定生息数約五千二百頭に平成三十一年度をめどにするとあり、毎年約二万頭を捕獲し、殺処分している状況にあります。イノシシの被害が減ったという実感ができない現状です。

災害であれば、緊急に大規模に対処し原状回復を図り、その後にあるべき姿を探求します。推定生息数が五万頭ならば一年で四万五千頭を捕獲し殺処分することがイノシシ災害への緊急措置であり、その後でイノシシとの共生策を考えたらいいと思っております。現状の計画は、二万頭のイノシシを捉え殺処分することが目的化しています。私は、毎年二万頭を捕獲していくという目標を掲げた現計画が破綻していると思っております。そもそも推計総頭数が誤っているのか、捕獲目標頭数が誤っていると思います。

そこで、現在新たなイノシシ管理計画の策定作業を進めているとのことですが、現在のイノシシ管理計画に基づく取り組みの実績をどのよう

に評価し、新たな計画の策定にどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねいたします。

私は、実務面においては、有害鳥獣対策では捕獲に対して交付されている助成額がイノシシの幼獣と成獣、いわゆる子と親で分かれており、子は千円、親が八千円となっていることにまず課題があり、改善が必要だと思います。

そこで、有害捕獲におけるイノシシの子と親の助成単価について、県の考えをお尋ねいたします。

イノシシ駆除の際に、地域の猟友会に委託している現状です。特に本県は原発災害により、イノシシが経済動物でなくなったことで大きな影響が出ております。それは、趣味としての狩猟が現実的には行われない、委託業務の担い手として狩猟者の方々に従事いただいている状況です。捕獲活動をする方々は狩猟免許を持った方であり、高齢化しています。現状の対策を進めていくとすると、近い将来、警察官や消防士と同様に公務員としてイノシシ対策専門員を雇用し、資格を有する者が捕獲技術を習得し実務に当たるといふ笑えない状況を招くのではないかと思っています。

私は、捕獲活動にみずからの技術を提供し経費負担もしながら、イノシシ駆除に当たられる方々に対して敬意を形にしてあらわすべきと思います。そこで、イノシシ捕獲従事者に対し褒賞制度を創設するなど、意欲向上のための取り組みを進めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

農業生産環境が再生された上で、農業地域に求められる機能は、売る機能だと思います。六次化施策などは、これまでもさまざまに展開されてきました。成功も失敗もあります。これまでは、個の力で施策が展開されていないかなという危惧を覚えます。経済の中で成功し、永続できる仕組みが必要です。

そこで、農業における地域の商社機能を持つ事業者を育成することが必要だと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

県は、県産品の海外輸出事業を積極展開されています。

私は、農産品に限らず、あらゆる産業において、人口減少社会の日本国内市場に固執するべきではないというメッセージとして大切とは思っています。そのような観点から、増産のための農地確保策や農地開墾施策の推進、商品開発のための人材育成、流通事業者の育成、通関業者の育成、現地駐在員の派遣、県産品販路拡大のための地域商社育成策など、各レベルにおける施策展開がなされていますが、私は県産農産品に係る生産から物流、販売までのバリューチェーンを見渡して、過去最高の農産物輸出の拡大を図っていく必要があると考えております。

そこで、県は過去最高の農産物輸出額がもたらす効果を踏まえ、どのような戦略を持って輸出拡大を図っていくのかお尋ねいたします。

福島県は、ヨーロッパ起源のGAP取得日本一を目指しています。世界基準がGAPだとすれば、輸出事業者への取得奨励は適切だと思います。

しかしながら、ヨーロッパ現地におけるGAP制度創設過程を振り返れば、私たち日本の置かれた環境下では、そのような必要性は低かったと言えます。商品の安全性を厳格に区別管理しなければならぬ実態になかった背景があると認識しています。私は、これまでのJAS認証制度や有機JAS制度の優位性を背景にした農産物の輸出攻勢を、福島県だからこそ仕掛ける意義はあると思っています。

私は、もう一つ意義が加わることを望みます。

農業者にとって実感を持てること。GAP制度に限らず生産管理工程の見直しを進めることでの生産性向上策は取り組む価値はあるのですが、顧客との関係性による実感、つまりは実利が伴わない制度認証推進は、生産者

にとっては魅力に欠けるのです。ですから、J A S 認証を取ったけれども価格が上がることはなかったと、農業者からの発言になるのです。

オリンピック・パラリンピックに対する食材提供は自信にはつながると思いますが、実際の経済に与える影響は一過性のイベント参加にとどまりません。認証G A Pの取得拡大により、どのような環境変化が期待できるのか、県の考えをお尋ねいたします。

具体的な輸出戦略について一つ提案があります。

G A P取得効果があるのは、当然輸出に取り組む農業者です。その意味からも直接的に高付加価値農産物のヨーロッパ販路拡大策を推進されてはいかがでしょうか。医療機器分野の先進企業支援策と同様に、展示会出展支援策や現地販路拡大マッチング支援など地道な活動から後押しすることで、福島県の農業の生産から物流、商品開発、販売、それらに伴う人材の育成が一気通貫で行える可能性があると感じます。また、その後の伴走支援策が何より肝要と考えます。

そこで、付加価値の高い農産物のヨーロッパでの販路開拓を推進してはどうかと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

新規就農希望者が直面することに、働き方の選択肢の少なさがあります。実家の後継者として就農、もしくは研修後独立が主です。ほかの業種を想定すれば、研修後即独立は考えにくく、農業の世界においても農業法人への就職という選択肢がたくさんある状況が望ましく、県は農業法人育成にさらに努めると考えます。

そこで、県は農業法人を中心とした地域農業の理想像をどのように考えているのかお尋ねいたします。

また、県は地域農業の理想像を実現する上での課題を踏まえ、農業法人の育成にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

新規就農希望者が訪問する窓口は、市町村の農業委員会です。申請書類を整え、要件を満たせば、誰もが農業者とすることができます。認定農業者についても同様のことが言えます。また、制度融資を利用して資金調達する際にも、書類が整っていることと事業計画の妥当性などが審査されますが、ほかの資金調達と比較した際に、成功確率が高いと感じます。新たな事業に踏み出す企業や個人を後押しする意義から、資金調達のハードルが低い施策が用意されていることは重要です。

一方で、農業への新規参入と他業種とを比較した際に、認定新規就農者や認定農業者申請、制度融資申請などの段階で、事業計画や予測財務諸表作成など、起業する上での絶対要件を満たす経験の場が少ない気がします。参入ハードルの低さと経営を成立させて農業のなりわい化を図ることが一体化していないことは、経営の成り立っていない農業者割合が多い結果となると思っております。私は、農業者に対する経営感覚の醸成から始める経営者育成支援策が必要と思っております。

そこで、県は新規就農者を経営者として育成する支援策の課題を踏まえ、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

私は、地域の経営団体と連携した農業インキュベート機能の創設、農業MBAプログラムの実施を提案いたします。

農業インキュベートについては、これまでの起業家支援策の農業部門の特色を出します。これまで起業家支援策としてさまざまな機関のコーディネーター派遣制度などが充実しています。それらを有機的に機能させる機能を県がもっと積極的にコーディネートし、伴走支援するべきと考えます。経営を支援できるという視点で、経営団体の役割は大きいと思います。

そこで、地域に根差す商工会を舞台とした地域の農業後継者や新規就農者、新規就農希望者に対する農業を起点とした経営を一体的に学ぶ農業MBA

プログラムを実施できないかと考えます。農業者に経営を学ぶ機会を提供し、地域の商工事業者と農業者の連携できる機会創出を図る意義があり、さらに、商工会の役割が高まると考えます。

そこで、農業者に対し商工会等が経営支援すべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

世間では人手不足が課題です。

私は、障がいを感じる私たちの仲間に、働く意欲と機会を用意できることが課題解決の一つとなるのではないかと考えております。県としても女性の活躍や障がい者雇用推進など、働き手の確保策を展開されていると思います。

そこで、幾つか障がい者施策について質問をいたします。

今議会に、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例案が提出されています。私は、障がいがある、ないという表現に違和感を覚えております。私は障がいについて、社会生活を送る上で感じることを理解しております。幸せがある人、ない人という表現をしないのと同じ意味です。

そこで、今回の障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例案で、障がいのある人と表記した県の考えをお尋ねいたします。

また、利益を追求しない行政機関は、積極的に障がい者雇用を進める役割があります。

そこで、県は知事部局における知的及び精神障がい者を対象とした職員採用にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

農業分野でも人手不足と言われることがあります。私は農業の担い手、特に農作業の担い手として、障がいを感じる私たちの仲間の進出が見込めると考えております。私たちの暮らす社会で、障がいを感じて、障害者手帳

を持ちながら暮らす仲間はおよそ七％。そのほかに、さまざまな生きづらさを抱えながら暮らす仲間が大勢います。

私は、当事者にも、事業者にも、見方次第ではこれまでとは違った視界が開けてくる可能性が農業分野にあると思っています。農業の分野で障がい者が活躍することはいわゆる農福連携とされますが、農業の成長と障がい者の活躍の場の拡大及び障がい者自身の収入増が期待できる方向性と思いません。

そこで、障がい者就労施設における農福連携を促進すべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

県が整備する特別支援学校が地域に少しずつふえてきています。就職を希望する生徒が徐々にふえてきました。私は、働くことの追求を積極的に進めるべきと考えます。それは、生きがいとしての労働を担保する意味です。

現実には、卒業時、福祉施設を進路とした場合に、その後の人生において就労の可能性は低くなってしまいます。人生の分水嶺と言っても過言ではありません。働きたい生徒が働ける可能性を追求する施策展開が重要とあります。就労の可能性を広げるためにも、特別支援学校運営現場において、例えば農作業の実施、農業事業者へのインターンシップ事業など、生きていくための学びをふやして生徒の進路選択機会をふやすことが必要と考えます。

そこで、県教育委員会は、県立特別支援学校高等部の生徒の就職に向けて、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

障害者手帳を持たない発達障がいやコミュニケーション障がいなど、社会生活を送る上で生きづらさを感じる私たちの仲間が数多くいます。本来働ける能力があるにもかかわらず、障がい者就労施設に通う状況が散見されます。彼らの生活支援について、生活の場を保障する行政的見地とともに、

福祉施策として就労に結びつく可能性を追求する必要性があると考えます。そこで、県は障がい者就労施設の利用者が一般就労に移行できるように、どのように支援しているのかお尋ねいたします。

同時に、生きづらさを感じる私たちの仲間に就労機会をふやす、就労機会に触れるなど、雇用につながるきめの細かい施策展開が必要と考えます。県は、働くことに悩みを抱えている若者への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。しました。(拍手)

◎副議長(柳沼純子君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

◎知事(内堀雅雄君) 丹治議員の御質問にお答えいたします。

イノシシ管理計画についてであります。

県ではこれまで現在の計画に基づき、河川敷の刈り払いなどの生息環境管理や電気柵の設置などの被害防除対策に取り組むとともに、有害捕獲、狩猟捕獲に加え、県の直接捕獲により過去三年間で目標頭数を上回る六万二千頭余りを捕獲したところであります。

一方、私自身県内各地を訪問する中で、被害を受けながらも営農に励む方々の声や、避難地域においては家屋侵入による被害が帰還の妨げとなっているとの住民の声をお聞きしております。

このため、現在専門家の意見も伺いながら、これまでの捕獲実績や生息情報、被害額の推移などのデータを分析、検証し、生息数を推計するためのさまざまなシミュレーションを行いながら、より効果的な管理手法の検討を進めております。

今後、年度内に新たなイノシシ管理計画を策定し、生活環境被害の防止や

農業被害の低減にしっかりと取り組み、地域住民の安心の確保に力を尽くしてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（総務部長井出孝利君登壇）

◎総務部長（井出孝利君）お答えいたします。

知事部局における知的及び精神障がい者の採用につきましては、従事する業務内容や支援体制等について検討を進め、知的障がい者は平成二十八年度から、精神障がい者は今年度から採用を行っているところであります。

今後とも障がい者の雇用機会の確保に向け、国や他県の状況を参考にしながら雇用拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

（生活環境部長大島幸一君登壇）

◎生活環境部長（大島幸一君）お答えいたします。

捕獲従事者の意欲向上につきましては、イノシシの捕獲対策を進める上で重要であることから、これまで狩猟捕獲者に支援を行う市町村に対する助成額を増額したほか、若手狩猟者や第一種銃猟免許取得者への助成制度の充実などに取り組んでおり、今後とも関係機関の意見を伺いながら、捕獲従事者の意欲向上に取り組んでまいります。

（保健福祉部長佐藤宏隆君登壇）

◎保健福祉部長（佐藤宏隆君）お答えいたします。

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例における表記につきましては、福島県障がい者計画において、障がい者を障がいのある方としていることに加え、関係団体からの、障がい者では対象が限定されるとの意見も踏まえ、手帳所持者に限らず、心身の機能障がいがあり生活に制限を受ける人も対象に含めることを広く県民に伝えるため、障がいのある人としたところであります。

次に、障がい者就労施設における農福連携につきましては、働く障がい者の職域拡大と工賃向上を目的として、福島県授産事業振興会に農業の専門家を配置し、農家への障がい者の派遣調整、加工食品開発や販路拡大の支援等に取り組んでおります。

今後とも農業や食品加工に関する施設職員向けの研修会を充実させるなど、障がい者の自立と社会参加が促進されるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、障がい者就労施設利用者の一般就労への移行につきましては、一般就労を到達目標に掲げる利用者の円滑な移行に向け、施設がより質の高い個別支援計画を作成し、計画に沿った就労訓練や生活訓練を着実に実施できるよう、支援に携わる人材の育成や資質向上のための研修を実施しております。さらに、障害者就業・生活支援センターで生活設計等に関する助言も行っており、今後とも支援に努めてまいります。

（商工労働部長橋本明良君登壇）

◎商工労働部長（橋本明良君）お答えいたします。

農業者に対する商工会等の経営支援につきましては、農業法人を対象に、経営や財務、販売促進、補助金申請、加工技術や包装品、商標登録に関する支援などを実施しているところであります。

今後とも商工会等が農業関係団体と協力しながら行う農商工連携による商品開発や販路開拓などの活動をしっかりと支援してまいります。

次に、働くことに悩みを抱えている若者への支援につきましては、個々人の適性に応じた就労の実現に向け、県内八カ所の就職相談窓口において、専門の相談員による適職診断やマッチング等を行っているほか、国では地域若者サポートステーション事業により、一人一人に合わせたコミュニケーション訓練や職場体験などの支援を行っております。

今後とも国や関係機関と連携し、相談窓口や支援制度の一層の周知啓発に努め、働くことに悩みを抱えている若者を支援してまいります。

（農林水産部長佐竹 浩君登壇）

◎農林水産部長（佐竹 浩君）お答えいたします。

有害捕獲の助成単価につきましては、成獣については処分費用のおおむね二分の一の八千円を上限とし、幼獣については農作物の直接的被害が少なく、成獣とともに行動し、成獣とともに捕獲されることもあることから、千円としているところであります。

また、全国的にも成獣は処分に手間がかかることから、助成単価に差をつけて設定しているところであります。

次に、農業における地域の商社機能を持つ事業者の育成につきましては、マーケットインの考え方に基づき、実践的な商品開発の企画立案、実際の製造、改良への専門家派遣や技術支援、販路開拓のための商談会の実施、オンラインストアへの出店誘導、ふくしま満天堂による商品のブラッシュアップなど、地域の核となる事業者を支援してまいります。

次に、認証GAPにつきましては、食の安全へのニーズの高まりや世界的な潮流となっている持続可能性への配慮、生産段階におけるリスクへの対応など、本県農林水産業にさまざまなメリットがあります。量販店や飲食店の一部では、認証GAPを取得した産地の農産物を積極的に活用していることから、引き続き全国に先駆けて認証GAPの取得拡大にしっかりと取り組んでまいります。

次に、地域農業の理想像につきましては、農業・農村を支えているさまざまな経営体が連携しながら、お互いに安定的な経営を発展させることが重要であります。

農業法人は、地域農業の中心として、みずからの経営拡大を図りながら、

就農希望者の研修や雇用の受け皿となり、就業者の独立を後押しすることで、地域農業が形成できると考えております。

次に、農業法人の育成につきましては、農業の担い手として持続的な農業経営を確立していくため、技術面の指導に加え、農業経営相談所の税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家チームによるそれぞれの経営段階に応じた伴走型支援により、地域農業の中核を担う農業経営体となるよう積極的な支援に取り組んでまいります。

次に、新規就農者の育成につきましては、農林事務所が実施している農業で生計を立てるために必要な栽培技術や簿記帳等の指導、アグリカレッツ福島が実施している農業経営に必要な戦略や先進事例等の研修、さらに市町村やJA等と連携し実施している青年等就農計画制度の活用による就農段階から早期の経営安定に向けた集中的な支援に積極的に取り組んでまいります。

（観光交流局長宮村安治君登壇）

◎観光交流局長（宮村安治君）お答えいたします。

県産農産物の輸出につきましては、主要な輸出品である桃がタイやインドネシアなどにおいて二年連続市場シェア日本一となるなど、その評価が高まっており、本格的に輸出に取り組もうとする産地もふえてきております。今後は、県産品輸出戦略に基づく輸入規制解除に向けた取り組みや積極的な情報発信、来県した外国人観光客の食体験を帰国後の需要につなげる取り組み、輸出意欲が高い事業者の支援などにより、農産物の輸出拡大に取り組んでまいります。

次に、ヨーロッパでの販路開拓につきましては、イギリスやフランスを中心に県産米の輸出が拡大していることに加え、国内外で評価の高い県産果物などの市場としても、将来的に有望な輸出先であると考えております。

このため、解決すべき課題となります。長距離輸送に伴う物流コストや品質管理などについての調査研究を進めてまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

県立特別支援学校高等部の生徒の就職につきましては、学校の担当者が企業等を訪問し、就労に向けた学習の様子や就職実績等を紹介した独自のリーフレットを活用しながら雇用を働きかけております。

また、ビルクリーニングや喫茶接遇、パソコン入力等の検定を公開で行う特別支援学校作業技能大会を開催し、働くための技能を育成するとともに、企業等へのPRに努めているところであり、今後とも卒業後の進路に夢や希望が持てるよう、生徒の自立と社会参加に向けて取り組んでまいります。

◎十六番（丹治智幸君）幾つか質問があります。

まず、総務部長に伺います。

二十八年度と二十九年度にそれぞれの障がいを感じる私たちの仲間を採用しているということでもあります。それで、先週、障がい者雇用率を達成するために身体障がい者の方の採用試験をするという広報がありました。

私は、今回の議会で、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例を提案をしている福島県のこれからの障がい者の雇用に対して、どういう姿勢で臨むのかというのが今回の答弁にあらわれていると思います。ですから、身体障がい者の人は採用試験を設けて正職員として雇う。知的障がい並びに精神障がいの人は、正職員としてはできないけれども、普通の会社で言えばパートさんとか嘱託職員というような立場で雇用をしていくのだという表明だと思っておりますが、私はぜひ知的や精神の人にも県の職員としての立場で、差別なく可能性を広げていくという方向が正しいのだろうと思っておりますので、改めて県の職員採用にどのような取り

組んでいくのかという質問をもう一度させていただきます。

商工労働部長に質問をさせていただきます。

障害者手帳をお持ちではないけれども、コミュニケーションがとりにくいとか、生きづらさを感じる私たちの仲間がたくさんいますが、そのような方々に対して雇用に向けた窓口を用意をしているというのはよく知っております。その窓口に行つて、ノックをして、「相談があるのですけれども」というような質問ができにくい人がいっぱいいる。そして、福祉の施設にそういう方々がいるという現状があります。

その中で、私は福祉ではなく雇用という観点で、そういった私たちの仲間と働く場を取り結ぶマッチング機能がもつともっと充実するべきだろうと思っております。県の事業として今現在されていないというのは重々承知しておりますが、商工労働部としてその支援策にさらに踏み込んで取り組んでいっていただきたいと思っております。もう一度質問させていただきます。働くことに悩みを抱えている若者への支援という意味で、さらに県が踏み込んで、そういった施策にどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

農林水産部長に伺います。

有害捕獲におけるイノシシの子と親の助成単価についてであります。農業被害が少ないというのは、確かに幼獣はそのとおりだろうと思えます。親と子が捕まったときに、親を処分する手間の段階のような形で幼獣は処分ができると思えます。一方で、幼獣だけが捕まっているというのも有害捕獲の現場ではあります。

さらには、それぞれの自治体ごとに捕獲をしている皆さんに対して支払われる金額は変わってはいますが、県が幼獣は千円、成獣は八千円と区分をしていることによって、支払いをする際にそれぞれの自治体が追加的に負

担をして支払っているという現状があります。

ですので、農業被害額からすれば、子供はそんなに被害を及ぼさないから安いのだと、処分に親と子が捕まった場合に、手間をとらないから安いのだというのは、一方の理屈ではありますが、実際に有害捕獲をしていくという運営からしたら、矛盾がたくさんあるなと思っております。その矛盾に対して、有害捕獲におけるイノシシの子と親の助成単価について、県の考えを改めて伺いたいと思います。

◎総務部長（井出孝利君）再質問にお答えいたします。

知事部局におけます知的及び精神障がい者の採用の件であります。障がいのある人が障がいのない人と同様、その能力と適性に応じ、雇用につき地域で充実した生活を営むこと、これが非常に大切だと考えております。その採用形態につきましては、従事する業務の内容、業務執行上の必要な支援体制なども考慮しながら、今後国、他県の状況なども踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

◎商工労働部長（橋本明良君）再質問にお答えをいたします。

働くことに悩みを抱えている若者への支援についてでございますが、議員お話のとおり、相談に来ていただいた方に対しては、国や県あるいは関係機関のほうとも連携をし、きめの細かい支援に努めているところでありますが、窓口相談に至らない若者への対応につきましては、対象となる若者が行政等あるいは社会等との接点が希薄である状況から、その把握は極めて難しい状況にございます。

県といたしましては、先ほど御答弁申し上げました県内八カ所の就職相談窓口や国が県内五カ所に設置している地域若者サポートステーションにおいて、きめ細かな支援を実施していると、そういった支援が実施されていることをあらゆる機会を通して周知、啓発し、市町村等との連携、情報共

有等をさらに進めながら、相談においていただけるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

◎農林水産部長（佐竹 浩君）再質問にお答えをいたします。

イノシシの成獣と幼獣の助成単価の違いはなぜかということでございます。まず、幼獣につきましては、大体百日ぐらいまでお乳を飲んで生活しておりますので、そして七カ月、八カ月までになってやっと成獣になっていくという形でございます。ということ、百日までは農作物への影響が少ないということ、それから捕獲の処分についても成獣のほうが手間がかかるということで、助成単価に差をつけて設定しているところでございまして、全国的にも同様な考えでこの助成単価を設定しているところでございます。

以上でございます。